

仲 裁 裁 定 書

昭和二十五年三月十五日
仲裁裁定第三号

公共企業体仲裁委員會

六一
理 裁 経
由 定 過 目 次

経過

一、日本國有鉄道と國鐵労働組合との間の「賃金ベース改訂に因する紛争」については、さきに昭和二十四年十二月仲裁裁定第一号を以て裁定を行つたのであるが、その後本年一月二十日に國鐵労働組合へ以下組合といふは、日本國有鉄道へ以下國鉄といふを相手に、「四月以降賃金ベース改訂に関する紛争」として、國鐵中央調停委員会に対し調停申請をした。

二、右に対する國鐵中央調停委員会は、當時者双方に対し調停案を提示せずして直ちに仲裁を請求した。

その理由とするところは、同委員会においてさきに提示した調停案は、本年四月以降を含めた賃金ベースを定めためのであり、その額に

ついても、最近の資料により消費者物価指数、民間給与、運賃値上後の經營事情等を調査検討したが、変更を必要とする程の重大な変化は認められない。他方國家公務員の給与ベースについて、人事院が昨年十二月四日これか改訂を政府並びに國会に対し勧告したことは、同委員会がさきに提示した調停案の妥当性を裏付けるものである。かかるに政府当局の本問題に対する意向、並びに給与問題の処理について法規上その他著しく制約をうけている國鐵の現状においては、同委員会の如何なる調停努力も拘束力を持たない以上、紛争を円満解決することは、ほとんど不可能であると認められるので、このまま事案の解決を往々遷延することは、公勞法立法の精神に鑑み、且つ現下の諸状勢から判断して好ましくないと考え、仲裁請求を行つたというのである。

三、右の如き國鉄中央調停委員会のとつた措置は全く異例であるので、本委員会は數次にわたり合同会議を開催し、その経過並びに諸般の状勢につき詳細な事情を聽取すると共に十分なる検討を行つた結果、誠に己むを得ざる事情にあるものと認め、二月十五日に仲裁を開始する旨を当事者双方に通告した。

四、組合側の主張する主な点は次のとおりである。

(一) 本件は昨年十二月二日仲裁裁定の行われた紛争とほゞ内容を同一にするものであり、同裁定によれば、賃金ベースの改訂は差当り行わないこととしているが、これはその裁定理由より見て、明らかに近き将来に必ず改訂が行われることを意味するものと解せられる。

ニ

しかるに諸般の状勢並びに現に國鉄かとりつゝある昭和二十五年度予算措置より見て改訂実現の可能性は全くなく、このまゝ推移すれば組合員の賃金は民間賃金に比し著しく低位のまゝ放置を余儀なくされ、生活は益々困窮し、且つ昨年夏の行政整理による労働加重もあり、組合員の労働意欲は減退せざるを得ないので、改めて本年四月以降現行賃金ベースを平均九、七〇円に改訂すると共に、現在二級一号俸に相当する俸給を四、七五〇円に改めて欲しい。

(二) 前回の裁定第二項に示された待遇切下げの是正は、その後一部実施されたが、それは極めて一部部分に過ぎない。これらはすべて今後引き続き是正されなければならぬことを主張するものであるが、右のうち当然賃金ベースに肉連ある昇給繰り延べ等による切下げの

是正については考慮されることは差支えない。

(三) なお同裁定第三項に指示された賞与制度については目下國鉄側と実現方交渉中である。

五、國鉄側の主張する主な点は次のとおりである。

(一) 組合の要求する四月以降の賃金ベースの改訂は、國鉄現在の経理事情並びに諸般の状勢に基く政府の方針よりして実現不可能である。

(二) 職員の待遇切下げの是正については、前回の裁定を尊重し、漸次これが実施を計ると共に經營の改善につとめ、経費の余裕が生じ次第実質的に向上を計ってゆきたい。

(三) 同裁定第三項に指示された賞与制度については、技術的に極めて困難な面もあるが、目下大藏省と折衝中であり、具体案についても

研究中である。

六、以上のような両者の主張の相違に基き、本委員会は肉株資料の提出を求め、又、二月二十五日には國鉄専賣各中央調停委員会と合同して公聽会を開催し、廣く一般民間有識者の見解を聴取し、慎重審議の結果、次の通り裁定することとなつた。

当事者 裁定

東京都千代田区丸の内一丁目一番地日本國有鐵道内
國 鐵 労 動 組 合
右代表者中央執行委員長 加藤 閑男
同都同 区丸の内一丁目一番地

日本國有鐵道

右代表者總裁

加賀山之雄

本委員会は右当事者間の、昭和二十五年四月以降の賃金ベース改訂に
關する紛争しに付き次の通り裁定する。

記

一、昭和二十五年四月以降は、基準賃金を平均八、二〇〇円に達せしめる。
右の配分方については、兩当事者が協議して決める。

二、日本國有鐵道は、昭和二十五年度に、基準外賃金、現物給与、福利

四

施設、その他給与等において、前回の裁定に指摘した待遇切下げ補
填について、適切な措置を講じ、実質的賃金の充実を図るものとす
る。

右の措置を講ずるに當つては、労働組合側の意向を十分とり入れる
こと。

三、本裁定の解釈に關し疑義を生じ、若しくはその実施に當り、兩当事
者の意見一致しないときは、本委員会の指示によつて決める。

昭和二十五年三月十五日

公共企業体仲裁委員会

委員長 荒井誠一郎
委員 今井一男
同 堀木謙三

理由一

第一、賃金関係について

一、元来公共企業体は行政機関と異なり、生産活動、経済活動を営むものであるから、その給与も生産性・経済性の見地から決定せられるべきであり、従つて國家公務員の給与と異なる結果を来るこことはむろ当然といえよう。

二、國鉄職員の給与については右に述べた見解に基き、前回の裁定においてその基準賃金は少くとも二割、月八千四五百円程度まで引上げられるべきであるという一應の結論を出しておいたが、今回の裁定に当り、この結論の基礎となつた数字を置き代えて見て、若干引上げの要素は加わるにしても、これを引下さるべき理由は発見し得ない。

五

三、ただ前回の裁定においては、将来の見通し困難から、一応基準賃金の改訂を見送ることを適当と認め、消極的に待遇切下げ救済の方法をとるに止めた。しかしその後の経過を見るに、物価は横ばいと見る説と下落含みと見る説とが対立しているが、昭和二十五年度予算案は前者の見込で編成されており、消費者実効価格は微騰の微候もある。減税の内容についてはまだ不明の点もあるが、少くとも勤労所得が積極的に保護されるものでないことは明らかといえよう。又民間賃金についても、毎月勤労統計は依然として漸騰を伝えている。更に國家公務員や公共企業体職員に対する福利厚生施設の類も、昭和二十五年度予算案には、見るべき新規経費は計上されていないようである。従つて物価や生計費の見通し等について判断を下すのはまだ早いとしても、民

向賃金と國鉄職員との開きが名実共に著しく縮まる見通しをもち得ないこただけはハツキリしたといえる。そうなると年度の改まる機会に基準賃金を改訂することが適当の措置であるといわなければならぬ。

四、一部にはこの際、他の名目による賃金の増加は差支えないか、基準賃金の改訂は不可であるという説があるが、これは一時的な便宜の手段としては容認し得られるにしても、賃金理論からいえば惟道であるし、労働者の生活を安定させる所以でもない。

なお又公共企業体職員の賃上げは当然國家公務員その他の賃上げに波及し、物価と賃金の悪循環を招くといふ反対論がある。然し公共企業体の職員の給与は國家公務員の給与とその取扱いを異にするべきことは前述の通りである。その上、假りに公共企業体職員及び政府職員の大

給与の引上げが行われたとしても、今日の現況において、民間賃金や物価に大きな影響を及ぼすものとは認め難い。

五、しかしながら、物価下落や経済不景気化の見通いか、前回裁定のときよりも、より強くなつたことは否まれない。又後に述べるように昭和二十五年度における國鉄の経理状態が著しく改善されることは事実であるが、これはまだ初年度に過ぎないし、一方戦災復興などを極力自己資金の余裕で賄わねばならぬという要請もある、これらの諸事情に鑑み、且つ又我が國經濟復興の前途を思い、國鉄のもつ特殊な公共性を考えるとさ、労働組合としてもこれに協力することは考慮すべきことであろう。更にまだ具体化の域には達していないが、前回の裁定に基く利润分配による賞与制度の実施によつても、若干の收入増加を

期待できよう。こういった見地から各種の事情を総合勘案した上、確
保して然るべき基準賃金を、この際としては若干引下げたところで、
國鉄職員に我慢して貰うことか適当であるという結論に到達した。
それにもしても C·P·Iによる実質賃金の線だけは最少限度確保
すべきである。という立場から、基準賃金は八、二〇〇円とすることとな
つた。従つてこの数字は、大量整理その他による一人当たり仕事量の増
加乃至労働生産性の向上、或は年令構成の変化等の要素はほとんび含
まないものとなるわけである。

六、右に述べたように、今回裁定の基準賃金は最少限度のものであるか
ら、前回裁定において指摘した待遇の切下げについては、これと併行
して速かに是正されなければならぬものと認める。

七

しかしこの待遇切下げの中には、基準賃金に属するものの現物給与
に属するもの、或は賃金以外の給与に属するもの等の区分があるが、
主文第一項が実施されれば基準賃金に属する相当分はこの中に含まれ
て来ることになる。そしてその一部には既に実施済のものもあるか
ら、この金額は結局両者の団体交渉によつて決定されることになる。
その他の部分については復元至難乃至は復元を不適当とする部分が
あり、又申で失つたものをこの形で回復されても一通りの満足を得ら
れようし、更にこの是正は予算実行方法の如何により実現されていく
ものが多からうから、主文第二項により國鉄をして、前回裁定の趣旨
に則つて凡ゆる適切な手段を講ぜしめ、実質的に賃金充実を図らこめ
ることとした。但しその決定には組合側の意見が十分とり入れられな

ければならぬことはいうまでもない。

第二、経理状況について

一、経済九原則並びに賃金三原則の堅持されてゐる現在、本來ならば与えらるべき賃金水準加經理能力の関係から或る程度制限されて来ることは己むを得ないところとしなければならない。國鉄の經理能力については、前回の裁定においても最大の問題となり、相当詳しく述べておいたが、会計年度か改まろうという今日、更に新たな見地から解決点を求めるのを適當と認める。

二、長い間低物価政策によつて抑えられていた貨物運賃は、免も角実費を償う程度の値上げが本年一月から実施され、定員については昨年七月の整理により、ほゞ十万人が減員され、その結果昭和二十五年度予

ハ

算案においては、從来の特殊事情が大体解決されたものといつてよい。

今昭和二十五年度予算案を、昭和二十四年度実行見込と対比するに、運輸收入は約二一%、二百三十二億円の増加であり、一般の企業の利益に相当するものへ損益勘定の純收入から、經營費、利子及債務取扱諸費、減価償却費及び予備費を差引いたものは、赤字三十億円から黒字百八十二億円を改善される見込である。

人件費については、損益勘定だけでも行政整理による九万六千余人の人員減の結果、基本給において十九億二千万円の節約となり、昇給その他を見込んで、二十五年度にはなお十八億九千万円程度の節約となる旨である。退職手当については四十五億五千万円程度から五億二千万円に減少するから、差引四十億三千万円の余裕となり、その他

を含め人件費総額は七十一億円の節約となるのである。

しかし物件費については、動力費において予期した程の節約が單価、運賃の關係から見積ることはできず、且つ列車回数の増加により、石炭費において却つて二百二十億円から二百三十五億円となり、差引十五億五千万円の増加を来たし、電力費においても料金の引上げから五億円の増加を来している。又修繕費は二百七十一億九千万円に対し三百五億六千万円、三十三億七千万円の増加となつてゐる。その他利子及び債務取扱諸費四億円の増、予備費五億円の増、減価償却費四億五千萬円の増となつてゐる。

これを要するに、支出面においては、人件費の節約によつて得られ左約七十億円は、ほとんど全額、石炭費、及び修繕その他に充てられ、

九

一方收入面については、二百三十億円をこえる運輸收入の増加は、一般会計繰入金の減三十億円、雑収入の減十億円を差引いて百九十億となり、これが大部分特別補充取替費百八十二億円に充当されているわけである。

この特別補充取替費は、帳簿価格に下る減価償却費十七億六千余万円と併せ凡て自己資金を以つて充当する建前をとつたのである。そして工事費の内容を見ると、釜石線建設費四億六千万円、線路改良費四十二億七千万円、停車場改良費十二億六千万円、建築費十億円、車輛費八十億円等を含み總工事費百七十八億四千余万円に上り、その他別に見返資金よりの政府出資四十億円を引当てに工事を実施しよう計画している。

これを戦後久しい向自己資金による工事の全然なかつた時代に比べ、二十五年度において一挙にかかる多額の自己資金による建設改良工事を計画したのは注目に値すると共に、損益勘定における修繕費の总额三百五億円中、五十八億円は戦災復旧的経費に属する点をも併せ考慮あるときは、資本的支出と人件費との間に権衡を得てゐるものとは認め難い。

なお收入の増加が主として運賃の改正によるものといい得るとしても仕事量の増加も専事実であつて、特に二十四年度において十万人に及び整理の結果、益々職員一人当たりの仕事量を増加せしめている点は見逃し難い。

三、國鉄職員の賃金が現在著しく低きに失することは明らかであり、しかも相当大幅な待遇低下が行われたのであるから、経常収入が増加し、或は利益があればその相当部分をこの方面に充てることは企業經營上至当の処置であろう。

それにしても、經濟九原則やドツジラインによる特殊な要請等も考慮しなければならない。これかため、具体的には二十四年度及び二十五年度における工事費の額及び内容、戦前における自己資金による工事費の割合、民間企業みなに資産の再評価をした場合における要償却額、純収入に対する現実の償却割合、國鉄のもつ特殊な公共性、戦災復興の進行状況等を検討した。その結果、必要な財源は特別補充取替費その他から求めても差支えないと認めるに至つた。事実本勘定を実施するも人件費の経費総額に対する割合は、なお五〇%に達せず又

これを地方鉄道軌道における人件費と物件費の割合と比較してもまだ距離があるのである。

四、以上をするに昭和二十五年度國鉄財政は昭和二十四年度と異なり、その特殊事情はほほ解消し、企業の健全性を回復したものと認められるが、未だその緒についたばかりであり、前途経済界の見通しから決して樂觀に終始することは許さないと云う観点もあつて、職員の賃金も一般民間賃金に比し低位に止めたが、國鉄當局としては二十五年度予算の施行に当り、職員の協力を得て企業の能率化に努め、既定予算の範囲において出来る限り増加所要額を減すると共に、所謂「給与総額」の範囲においても、一部所要財源の捻出に努め本裁定実施について万全を期すべきものと認める。

第二次國鉄仲裁裁定について

(昭二五、三、一五)
(運輸省)

一 裁定第一項が完全に実施されれば、第二項中の相当部分は、それによつて目的を達したことになり、第二項が完全に実施されれば、第一項のある程度は履行されたことになる。(仲裁委員長説明)

ニ、二十五年度予算は未だ決定していない。この状態から、裁定第一項を

1. その金額について、公勞法第十六條の「予算上、資金上不可能な資金の支出と内容とする」裁定に該當するものとして処理すべきか。

2. 國會に提出してある予算と対比して、ある部分と移流用可能とし、残余の部分を、不可能なものとして処理すべきか。

3. その金額について、拘束されるものとし、國會提出予算のくみかえすべきか。右のそれについての理論的裏付け如何。

三 裁定第二項には金額が明示されていない。このことは

1. 預算とは、財原がすいものとして拘束されると解すべきか

2. 金額が明示されてないだけで、必ず予算と伴うものであるから、将来金額が明らかとなつたとき、始めて拘束される、されないがきまる、と解すべきか。

四 裁定第三項は

1. 裁定の実体をなすものではないとして、拘束されると解すべきか。

2. 具体的な指示があつて、予算との関係が明らかとなつたとき、始めて拘束されると解すべきか。

五 二十五年度予算において、二十四年度予算よりもよくなつた部分、例えば昇給資金の如きは

1. 裁定の一部履行として取扱うべきか。

2. 裁定とは関係のないものとして取扱うべきか。